

○滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条第1項の規定による航行規制水域の指定

平成15年7月4日

滋賀県告示第374号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条第1項の規定による航行規制水域の指定

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、航行規制水域を次のとおり指定する。

平成15年滋賀県告示第178号（滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条第1項の規定による航行規制水域の指定）は、廃止する。

1 条例第12条第1項第1号に係る航行規制水域

番号	名称	水域
1	大津市柳が崎一際川地区	次のアからイを通りウに至る、基点を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 大津市柳が崎53番4号にある柳が崎ビル敷地の南東角 ア 基点から155度（真方位をいう。以下同じ。）350メートルの地点 イ 基点から90度350メートルの地点 ウ 基点から8度350メートルの地点
2	大津市雄琴地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウからエを通りオに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 大津市雄琴六丁目にあるアクティバ琵琶建物南東角 基点2 同建物の北東角 ア 基点1から222度350メートルの地点 イ 基点1から163度350メートルの地点 ウ 基点1を中心とする半径350メートルの円弧と基

		点2を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点 エ 基点2から110度350メートルの地点 オ 基点2から75度350メートルの地点
3	大津市真野地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 大津市今堅田三丁目24番27号にある宅地南東角 基点2 大津市真野五丁目1711番3号にある宅地北角 ア 基点1から149度350メートルの地点 イ 基点1から108度350メートルの地点 ウ 基点1から67度350メートルの地点 エ 基点2から29度350メートルの地点 オ 基点2から5度350メートルの地点 カ 基点2から341度350メートルの地点
4	大津市小野―荒川地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線、カからキを通りクに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テおよびトの各点を結んだ線、トからナを通りニに至る基点3を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 大津市小野312番地の39にある宅地南東角 基点2 大津市和邇南浜和邇川河口部左岸にある公衆便所建物南東角 基点3 大津市荒川716番地にある宅地南東角 ア 基点1から206度350メートルの地点 イ 基点1から121度350メートルの地点 ウ 基点1から34度350メートルの地点 エ 大津市和邇今宿39番地にある旧関西興銀びわ湖寮

		建物北東角から136度350メートルの地点
オ	大津市和邇今宿13番地にある宅地南東角から123度	350メートルの地点
カ	基点2から107度350メートルの地点	
キ	基点2から55度350メートルの地点	
ク	基点2から356度350メートルの地点	
ケ	大津市和邇中浜42番地にある宅地南東角から74度	350メートルの地点
コ	大津市和邇北浜にある喜撰川浜橋北詰上流側の親	柱から60度350メートルの地点
サ	大津市和邇北浜43番地宅地南東角にある河川区域	の境界を表示する標杭から63度350メートルの地点
シ	大津市南船路264番地にある宅地北西角から89度	350メートルの地点
ス	大津市八屋戸825番地にある宅地北東角から102度	350メートルの地点
セ	大津市八屋戸にある八屋戸水利組合農業用水ポン	プ場敷地東角から108度350メートルの地点
ソ	大津市木戸1355番地の4にある宅地南角から110度	350メートルの地点
タ	大津市木戸木戸川河口部右岸にある河川区域の境	界を表示する標杭から110度350メートルの地点
チ	大津市木戸849番地にある宅地東角から110度350	メートルの地点
ツ	大津市荒川540番地の1にある京都機械びわ湖寮敷	地の東角から129度350メートルの地点
テ	大津市荒川157番地の3にある山村湖畔荘敷地南東	角から153度350メートルの地点
ト	基本3から169度350メートルの地点	
ナ	基点3から141度350メートルの地点	
ニ	基点3から113度350メートルの地点	

5	大津市大物一北小松地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケおよびコの各点を結んだ線、コからサを通りシに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、シ、スおよびセの各点を結んだ線、セからソを通りタに至る基点3を中心とする半径350メートルの円弧、タからチを通りツに至る基点4を中心とする半径350メートルの円弧、ツ、テ、ト、ナおよびニの各点を結んだ線、ニからヌを通りネに至る半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 大津市大物657番地敷地北東角 基点2 大津市南小松1095番地にある旅館雄松館敷地北西角 基点3 大津市北小松1444番地の1にあるトップ産業セミナーハウス敷地北東角 基点4 大津市北小松1022番地の9にある大京琵琶湖荘敷地東角 基点5 大津市北小松261番地の1にある宅地東角 ア 基点1から180度350メートルの地点 イ 基点1から135度350メートルの地点 ウ 基点1から90度350メートルの地点 エ 大津市南比良888番地の1にある宅地南角から134度350メートルの地点 オ 大津市南比良622番地敷地南東角にある電柱から140度350メートルの地点 カ 大津市北比良5番地にある宅地南角から140度350メートルの地点 キ 大津市北比良220番地にある京都銀行健保組比比良浜荘敷地東角から144度350メートルの地点 ク 大津市北比良13番地にある宅地南角から141度350メートルの地点
---	-------------	---

		ケ 大津市北比良829番地の1にある宅地南角から150度350メートルの地点 コ 基点2から150度350メートルの地点 サ 基点2から110度350メートルの地点 シ 基点2から69度350メートルの地点 ス 大津市南小松にある近江舞子ホテル敷地東角から69度350メートルの地点 セ 基点3から103度350メートルの地点 ソ 基点3から96度350メートルの地点 タ 基点3を中心とする半径350メートルの円弧と基点4を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点 チ 基点4から181度350メートルの地点 ツ 基点4から153度350メートルの地点 テ 大津市北小松にある小松浜水泳場区営南浜事務所建物南角から132度350メートルの地点 ト 大津市北小松にある小松浜水泳場区営北浜事務所北側にある公衆便所建物南角から121度350メートルの地点 ナ 大津市北小松327番地にある宅地南角から104度350メートルの地点 ニ 基点5から104度350メートルの地点 ヌ 基点5から79度350メートルの地点 ネ 基点5から53度350メートルの地点
6	高島市安曇川町四津川—横江浜地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 高島市安曇川町横江浜湖岸緑地鴨川勝野園地駐車場北側にある墓地の西角 基点2 高島市安曇川町四津川752番1号にある倉庫敷地南

		西角 ア 基点1から200度350メートルの地点 イ 基点1から170度350メートルの地点 ウ 基点1から140度350メートルの地点 エ 基点2から140度350メートルの地点 オ 基点2から95度350メートルの地点 カ 基点2から50度350メートルの地点
7	高島市新旭町饗庭—今津町浜分地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケおよびコの各点を結んだ線、コからサを通りシに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、シ、スおよびセの各点を結んだ線、セからソを通りタに至る基点3を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 高島市新旭町饗庭1657番1号にある宅地南東角 基点2 高島市今津町南新保にある今津町市ヶ崎勤労者テニスコート施設ゲートボール場東角 基点3 高島市今津町浜分160番1号にある宅地北西角 ア 基点1から186度350メートルの地点 イ 基点1から149度350メートルの地点 ウ 基点1から112度350メートルの地点 エ 高島市新旭町饗庭4042番1号にある宅地北東角から90度350メートルの地点 オ 高島市新旭町饗庭4173番地にある宅地北東角から80度350メートルの地点 カ 高島市今津町今津にある消雪装置ポンプ場敷地北東角から100度350メートルの地点 キ 高島市今津町今津35番地宅地北西地先にある電柱から100度350メートルの地点 ク 高島市今津町今津にある庄垂川橋南詰下流側の親柱から120度350メートルの地点

		ケ 高島市今津町南新保社会福祉法人ゆたか会事務所 東地先にある河川区域の境界を標示する標杭から191 度350メートルの地点 コ 基点2から165度350メートルの地点 サ 基点2から125度350メートルの地点 シ 基点2から85度350メートルの地点 ス 高島市今津町浜分196番地宅地地先にある浜分第1 マンホールポンプ場制御盤から86度350メートルの地 点 セ 基点3から86度350メートルの地点 ソ 基点3から47度350メートルの地点 タ 基点3から7度350メートルの地点
8	高島市今津町深清水一 マキノ町海津地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径 350メートルの円弧、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ 線、カからキを通りクに至る、基点2を中心とする半径350 メートルの円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、スおよびセの各点 を結んだ線、セからソを通りタに至る基点3を中心とする 半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶 湖の水域 基点1 高島市マキノ町中庄1204番1号宅地東側地先にあ る河川区域の境界を表示する標杭 基点2 高島市マキノ町知内百瀬川琵琶湖流入部にある河 川区域の境界を表示する標杭 基点3 高島市マキノ町海津448番1号東側地先にある電柱 ア 基点1から205度350メートルの地点 イ 基点1から163度350メートルの地点 ウ 基点1から122度350メートルの地点 エ 高島市マキノ町中庄11番地宅地南東角にある電柱 から126度350メートルの地点 オ 高島市マキノ町新保にある新保川橋北詰上流側親 柱から132度350メートルの地点

		カ 基点2から183度350メートルの地点 キ 基点2から163度350メートルの地点 ク 基点2から123度350メートルの地点 ケ 高島市マキノ町知内1046番地にある民宿吉平敷地北東角から131度350メートルの地点 コ 高島市マキノ町知内にあるマキノサニービーチキャンプ場の公衆便所建物北東角から103度350メートルの地点 サ 高島市マキノ町知内83番1号にある宅地北東角から89度350メートルの地点 シ 高島市マキノ町西浜1215番1号にある宅地南西角から142度350メートルの地点 ス 高島市マキノ町海津にある海津地区農業用水施設海津ポンプ場敷地北西角から152度350メートルの地点 セ 基点3から214度350メートルの地点 ソ 基点3から178度350メートルの地点 タ 基点3から142度350メートルの地点
9	長浜市西浅井町大浦地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウからエを通りオに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 長浜市西浅井町大浦1619番地南側地先にある大浦4号地区急傾斜地崩壊危険区域を表示する標識 基点2 長浜市西浅井町大浦750番1号宅地南角にある5号中継ポンプ制御盤 ア 基点1から234度350メートルの地点 イ 基点1から194度350メートルの地点 ウ 基点1を中心とする半径350メートルの円弧と基点2を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点

		エ 基点2から200度350メートルの地点 オ 基点2から156度350メートルの地点
10	米原市磯地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る基点3を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 米原市磯磯公園にあるあずまや南西角 基点2 米原市磯1814番57号にある建物南西角 基点3 米原市磯2305番地にある上水道磯第1水源敷地北角 ア 基点1から32度350メートルの地点 イ 基点1から350度350メートルの地点 ウ 基点1から305度350メートルの地点 エ 基点2から305度350メートルの地点 オ 基点2から281度350メートルの地点 カ 基点2から257度350メートルの地点 キ 基点3から308度350メートルの地点 ク 基点3から263度350メートルの地点 ケ 基点3から218度350メートルの地点
11	彦根市松原一馬場地区	次のア、イおよびウの各点を結んだ線、ウからエを通りオに至る基点を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 彦根市馬場二丁目6番25号にあるペア・ソレアード敷地北角 ア 彦根市松原町にあるトヨタ自動車健康保険組合びわ湖荘敷地南西角 イ 彦根市松原町1247番1号にあるアイビス敷地北西角から293度350メートルの地点 ウ 基点から308度350メートルの地点

		エ 基点から267度350メートルの地点 オ 基点から226度350メートルの地点
12	彦根市大藪一八坂地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、カおよびキの各点を結んだ線ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 彦根市大藪町1877番1号にあるステージリペリアン敷地北角 基点2 彦根市八坂町2061番73号にある宅地西角 ア 基点1から53度350メートルの地点 イ 基点1から11度350メートルの地点 ウ 基点1から330度350メートルの地点 エ 基点2から330度350メートルの地点 オ 基点2から308度350メートルの地点 カ 基点2から286度350メートルの地点 キ 彦根市八坂町犬上川橋東詰下流側にある親柱
13	彦根市須越一薩摩地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 彦根市須越町1494番地西側墓地西角にある河川区域の境界を表示する標杭 基点2 彦根市石寺町1449番地にある宅地西角 ア 基点1から57度350メートルの地点 イ 基点1から12度350メートルの地点 ウ 基点1から327度350メートルの地点 エ 基点2から327度350メートルの地点 オ 基点2から284度350メートルの地点 カ 基点2から241度350メートルの地点
14	彦根市薩摩一田附地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径

		350メートルの円弧、ウ、エ、オ、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 彦根市薩摩町にある室戸橋南詰下流側 基点2 彦根市田附町2022番3号番地にある宅地西角 ア 基点1から60度350メートルの地点 イ 基点1から17度350メートルの地点 ウ 基点1から334度350メートルの地点 エ 彦根市薩摩町1386番地宅地北東角にある河川区域の境界を表示する標杭から334度350メートルの地点 オ 彦根市柳川町216番1号にある宅地北西角から323度350メートルの地点 カ 彦根市田附町2034番20号にある宅地北東角から323度350メートルの地点 キ 基点2から330度350メートルの地点 ク 基点2から288度350メートルの地点 ケ 基点2から247度350メートルの地点
15	彦根市新海地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 彦根市新海町3869番地1にある倉庫敷地北角 基点2 彦根市新海町松下電工レークアイランド北西側境界の中央にあるモニュメントの北側の外灯 ア 基点1から76度350メートルの地点 イ 基点1から33度350メートルの地点 ウ 基点1から350度350メートルの地点 エ 基点2から350度350メートルの地点 オ 基点2から315度350メートルの地点 カ 基点2から279度350メートルの地点

16	守山市今浜地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 守山市今浜町にある琵琶湖アーバンリゾート1号館敷地北東角 基点2 守山市今浜町2624番210号にある宅地南西角 ア 基点1から90度350メートルの地点 イ 基点1から28度350メートルの地点 ウ 基点1から325度350メートルの地点 エ 基点2から325度350メートルの地点 オ 基点2から273度350メートルの地点 カ 基点2から221度350メートルの地点
17	長浜市西浅井町菅浦地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウからエを通りオに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 長浜市西浅井町菅浦511番1号にある宅地南角 基点2 長浜市西浅井町菅浦126番地にある宅地南西角 ア 基点1から259度350メートルの地点 イ 基点1から209度350メートルの地点 ウ 基点1を中心とする半径350メートルの円弧と基点2を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点 エ 基点2から132度350メートルの地点 オ 基点2から177度350メートルの地点
18	近江八幡市沖島地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線、カからキを通りクに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、クおよびケの各点を結んだ線、ケからコを通りサに至る基点3を中心とする半径350メートルの円

		弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 近江八幡市沖島町368番4号にある宅地南東角 基点2 近江八幡市沖島町243番地にある宅地西角 基点3 近江八幡市沖島町192番地にある宅地北角 ア 基点1から97度350メートルの地点 イ 基点1から115度350メートルの地点 ウ 基点1から132度350メートルの地点 エ 近江八幡市沖島町336番3号にある宅地南西角から132度350メートルの地点 オ 近江八幡市沖島町193番地にある宅地南角から146度350メートルの地点 カ 基点2から159度350メートルの地点 キ 基点2から231度350メートルの地点 ク 基点2から303度350メートルの地点 ケ 基点3から319度350メートルの地点 コ 基点3から346度350メートルの地点 サ 基点3から13度350メートルの地点
19	高島市マキノ町海津一 長浜市西浅井町大浦 (大門) 地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウからエを通りオに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 長浜市西浅井町大浦2192番8号にある建物の南東角 基点2 長浜市西浅井町大浦2188番3号にある建物の北東角 ア 基点1から190度350メートルの地点 イ 基点1から150度350メートルの地点 ウ 基点1から125度350メートルの地点 エ 基点2から60度350メートルの地点 オ 基点2から12度350メートルの地点
20	長浜市西浅井町大浦	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径

	(小ツ組一三位) 地区	350メートルの円弧、ウからエを通りオに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、オからカを通りキに至る、基点3を中心とする半径350メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 長浜市西浅井町大浦2036番地にある建物の南東角 基点2 長浜市西浅井町大浦1914番6号にある建物の南東角 基点3 長浜市西浅井町大浦1788番3号にある建物の北東角 ア 基点1から191度350メートルの地点 イ 基点1から120度350メートルの地点 ウ 基点1を中心とする半径350メートルの円弧と基点2を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点 エ 基点2から95度350メートルの地点 オ 基点2を中心とする半径350メートルの円弧と基点3を中心とする半径350メートルの円弧の琵琶湖上の交点 カ 基点3から80度350メートルの地点 キ 基点3から9度350メートルの地点
21	東近江市栗見出在家町 —近江八幡市白王町地区	次のアおよびイの各点を結んだ線、イからウを通りエに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、エおよびオの各点を結んだ線、オからカを通りキに至る、基点2を中心とする半径350メートルの円弧、キ、ク、ケおよびコ各点を結んだ線、コからサを通りシに至る基点3を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 東近江市栗見出在家町地内および地先にある琵琶湖湖岸（能登川）緑地南西角 基点2 東近江市栗見出在家町771番2号にある水田南西角 基点3 東近江市栗見新田町地先にある琵琶湖湖岸（能登

		川) 緑地北西角 ア 基点1から65度253メートルの地点 イ 基点1から55度350メートルの地点 ウ 基点1から0度350メートルの地点 エ 基点1から282度350メートルの地点 オ 基点2から270度350メートルの地点 カ 基点2から260度350メートルの地点 キ 基点2から251度350メートルの地点 ク 東近江市栗見出在家町602番地にある水田南西角から278度350メートルの地点 ケ 東近江市栗見新田町地先にある琵琶湖湖岸(能登川)緑地北東角から312度350メートルの地点 コ 基点3から334度350メートルの地点 サ 基点3から285度350メートルの地点 シ 基点3から258度350メートルの地点
22	野洲市菖蒲一吉川地区	次のアからイを通りウに至る、基点1を中心とする半径350メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る半径350メートルの円弧、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 野洲市菖蒲県道近江八幡大津線と野洲市道菖蒲公民館前線の交差点南西角 基点2 野洲市菖蒲県道近江八幡大津線と野々宮樋門の交差点南東角 基点3 野洲市菖蒲県道近江八幡大津線と野洲川北流樋門の交差点南東角 ア 基点1から102度350メートルの地点 イ 基点1から70度350メートルの地点 ウ 基点1から36度350メートルの地点 エ 基点2から36度350メートルの地点 オ 基点2から26度350メートルの地点

		カ 基点2から16度350メートルの地点 キ 基点3から11度350メートルの地点 ク 基点3から300度350メートルの地点 ケ 基点3から235度350メートルの地点
--	--	--

2 条例第12条第1項第2号に係る航行規制水域

番号	名称	水域
1	草津市北山田町—南山田町地区	次の基点、ア、イおよびウを結んだ線ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 草津市北山田町にある北山田漁港突堤根元 ア 草津市北山田町地先にある北から2番目の消波堤北端 イ 草津市南山田町地先にある北から4番目の消波堤北端 ウ イから158度675メートルの地点
2	守山市木浜町—草津市下物町地区	次のアおよびイを結んだ線ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 守山市山賀町にある山賀大橋の南西角 ア 基点から335度1,397メートルの地点 イ 基点から270度1,404メートルの地点

3 条例第12条第1項第3号に係る航行規制水域

番号	名称	水域
1	長浜市湖北町尾上—早崎町地区	次のアおよびイの各点を結んだ線、イからウを通りエに至る、基点1を中心とする半径868メートルの円弧、エ、オおよびカの各点を結んだ線、カからキを通りクに至る基点2を中心とする半径350メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 長浜市湖北町今西県道湖北長浜線の余呉川大橋北詰上流側 基点2 長浜市安養寺町県道湖北長浜線の丁野木大橋北詰上流側

		ア 長浜市湖北町尾上312番地にある紅鮎荘敷地北西角 イ 基点1から329度868メートルの地点 ウ 基点1から300度868メートルの地点 エ 基点1から282度868メートルの地点 オ 長浜市湖北町海老江県道湖北長浜線と縄目川樋門の交差点北東角から276度1,262メートルの地点 カ 基点2から222度350メートルの地点 キ 基点2から180度350メートルの地点 ク 基点2から152度350メートルの地点
--	--	--

4 条例第12条第1項第4号に係る航行規制水域

番号	名称	水域
1	野洲市吉川地区	次の基点1からイを通りウに至る、アを中心とする半径200メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点2を中心とする半径200メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点1 野洲市菖蒲県道近江八幡大津線と野洲川北流樋門の交差点南東角 基点2 野洲市吉川地先にある琵琶湖湖岸（吉川）緑地出入口南西角 ア 基点1から253度200メートルの地点 イ アから10度200メートルの地点 ウ アから310度200メートルの地点 エ 基点2から310度200メートルの地点 オ 基点2から260度200メートルの地点 カ 基点2から210度200メートルの地点

（一部改正〔平成21年告示652号・24年140号・令和2年128号〕）

改正文（平成16年告示第253号抄）

平成16年5月1日から施行する。

改正文（平成17年告示第12号抄）
平成17年1月1日から施行する。

改正文（平成17年告示第110号抄）
平成17年2月14日から施行する。

改正文（平成18年告示第221号抄）
平成18年3月20日から施行する。

改正文（平成18年告示第1098号抄）
平成18年7月1日から施行する。

改正文（平成21年告示第652号抄）
平成22年1月1日から施行する。

改正文（平成24年告示第140号抄）
平成24年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第128号抄）
令和2年3月27日から施行する。